別紙５

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　下関市と指定管理者は、下関市暴力団排除条例第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る指定の取り消し）

第２条　下関市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（１）役員等（指定管理者の役員又はその支店等若しくはこの協定を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団又は暴力団員が、経営等に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）本業務の一部の委託に係る契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）指定管理者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を本業務の一部の委託に係る契約又は資材､原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、下関市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

（関係機関への照会等）

第３条　下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、指定管理者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、指定管理者が前条各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　指定管理者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本協定の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　指定管理者は、自ら又は本業務の一部の受託をさせた者（この条において「委託事業者」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本協定の適正な履行の妨害又は本協定に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　下関市、指定管理者及び委託事業者は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本協定の履行の妨害又は本協定に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。